

令和元年度 東公民館運営推進委員委嘱及び第1回委員会

日 時：令和元年7月26日（金）

午前10時00分

場 所：東公民館 第3会議室

次 第

1 開 会

2 東公民館運営推進委員委嘱式

3 委員自己紹介

4 第1回運営推進委員会

(1) 関係法令の説明 東公民館長

(2) 委員長、副委員長の選出

◆委員長

◆副委員長

(3) 委員長あいさつ

(4) 議題

令和元年度東公民館事業について

(5) その他

5 閉 会

副委員長

令和元年度 東公民館運営推進委員会委員名簿

【任期 R1.7.1～R3.6.30】

	氏 名	役 職 名	備 考
1	松 本 惠 嗣	自治会連合会長	
2	加 藤 綱 男	社会福祉協議会長	
3	眞 塩 文 明	青少年健全育成会長	
4	金 井 弘 之	民生委員児童委員協議会副会長	
5	松 井 重 英	老人クラブ連合会長	
6	大 堀 礼 美	子ども会育成団体連絡協議会副会長	
7	星 河 江 利 子	保健推進員会長	
8	中 川 春 雄	生涯学習奨励員連絡協議会長	
9	田 村 幸 雄	公民館自主グループ連絡協議会長	
10	折 田 一 人	東小学校長	

■ 社会教育法（抜粋）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

第3章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第11条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

○前橋市公民館条例

昭和 30 年 3 月 28 日
条例第 24 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 21 条の規定により前橋市に公民館を設置する。

(目的)

第 2 条 公民館は、市民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(中略)

(運営審議会及び運営推進委員会)

第 7 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

(平 12 条例 5・一部改正)

(審議会の委員の定数)

第 8 条 審議会の委員の定数は、20 人以内とする。

(平 8 条例 11・平 12 条例 5・平 24 条例 17・一部改正)

(審議会の委員の委嘱)

第 9 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(平 24 条例 17・追加)

(審議会の委員の任期)

第 10 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(昭 44 条例 23・平 8 条例 11・一部改正、平 24 条例 17・旧第 9 条線下・一部改正)

(以下 省略)

○前橋市公民館運営審議会規則

昭和 30 年 6 月 13 日
教育委員会規則第 27 号

(目的)

第 1 条 前橋市公民館条例(昭和 30 年前橋市条例第 24 号)第 7 条に規定する前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

(役員)

第 2 条 審議会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 1 名
- 2 役員を選出は、委員の互選による。

(役員の仕事)

第 3 条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。
- 3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

(専門委員会)

第 4 条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

(会議)

第 5 条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

- 2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第 6 条 この規則施行について必要な事項は、教育長にはかり中央公民館長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 37 年 11 月 1 日委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○前橋市公民館運営推進委員会規則

昭和 37 年 11 月 1 日
教育委員会規則第 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、前橋市公民館条例(昭和 30 年前橋市条例第 24 号)第 7 条第 2 項により設置される前橋市公民館運営推進委員会(以下「推進委員会」という。)について定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

(定数及び委嘱)

第 3 条 推進委員会の委員の定数は 10 人以内とし、前橋市公民館条例第 9 条各号に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

(昭 49 教委規則 7・平 12 教委規則 13・平 13 教委規則 3・平 24 教委規則 6・一部改正)

(運営)

第 4 条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則(昭和 30 年教育委員会規則第 27 号)の例によるものとする。

(委任)

第 5 条 この規則施行について、必要な事項は、教育長に諮り館長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 前橋市公民館支館運営推進委員会規則(昭和 30 年教育委員会規則第 28 号)は、廃止する。

附 則(昭和 49 年 4 月 30 日教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 27 日教委規則第 13 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 5 月 28 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年度 東公民館事業計画

No.	事業名	趣 旨	主な内容	対 象	期間・回数
1	青少年体験・チャレンジ活動事業	少年期の情操や社会性を培い豊かな人間性を育むための機会とする。	前期 計画中 後期 計画中	小学生	9月～11月 12月～1月
2	子育て、親子支援事業	家庭における子育ての方法や子どもの成長に合わせた親の関わり方などについて学習する。また、子育て支援をするために必要な基本的な知識や技術を学習する。 * 詳細 P11～P14	前期 お父さん講座(募集中)	未就園児を持つ保護者とその子	6月～7月 4回 9月15日、29日
			中期(計画中)		10月4回
			後期(計画中) 群馬医療福祉大学との共催		12月～1月 4回
			元総社公民館合同講座(計画中)		未定
			子育て支援ボランティア講座「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング(ほめトレ!)入門」(募集中)		保健推進員、住民
		子育て支援ボランティア講座「児童虐待防止について」(募集中)	民生委員・主任児童委員、住民	8月28日	
		ベビープログラム(募集中)	民生委員・主任児童委員、住民 第1子(平成31年2月21日～令和元年6月20日生まれ)とそ	8月20日、27日、9月3日、10日	
3	学びあい、人権、地域ふれあい事業	地域課題や生活課題等を取り上げ、課題解決や学習要求にこたえ、地域の教育力向上・活性化に寄与する。 * 詳細 P15～P20	①「正しい肩たたきとマッサージ講座」	市内在住、在学、在勤者	7月29日、8月8日
			②「人生100年時代のマネープランを考えよう」	市内在住、在学、在勤者	7月30日
			③「かんたん初めてのスマホ教室」	地区住民	10月15日
			④「手帳と時間の管理術講座(仮題)」	市内在住、在学、在勤者	11月20日
			⑤「自分史のつくりかたを知ろう」	市内在住、在学、在勤者	12月3日、10日
			⑥「相続のきほんのきほん講座」	市内在住、在学、在勤者	2月4日 1回
			パソコン講座(Word編)	地区住民 在勤者	8月～9月 全4回
			パソコン講座(Excel編)計画中	地区住民 在勤者	2月(計画中)全4回
			タブレット講座(計画中)	地区住民 在勤者	2月(計画中)1回
			東クローバー教室(開催中) レクダンス講習・健康講座 他	地区住民 在勤者	7月～10月 13回
4	生涯学習奨励員活動支援事業	各町の生涯学習活動の推進を図る。(東栗連と共催) * 詳細 P21	東地区生涯学習奨励員等講演会「一万円札になった渋沢栄一」	奨励員 推進員 自治会長	7月18日
			野外研修会(計画中)		11月21日

No.	事業名	趣 旨	主な内容	対 象	期間・回数
5	文化祭	地域づくりを促進するため文化祭を実施する。	第41回東公民館文化祭	住民	11月9日・10日
6	情報提供事業	公民館報の発行や社会教育情報の提供を行う。	公民館事業や地域の動き等の紹介	住民	館報月1回
7	公民館運営推進委員会	公民館事業の企画実施について審議するとともに、公民館運営に協力する。	公民館運営推進委員会議	委員10名	7月26日 3月下旬 年2回
8	団体・グループの育成	地域づくりを推進するため、団体・グループの活動を援助・育成する。	援助、育成	団体・グループ	年間
9	のびゆく子どものつどい・ふれあいの広場	子供達の健全な育成を願うとともに、地域の福祉の向上を図る。(主催:実行委員会、前橋市) *詳細 P22	中学生運営コーナー、子ども運営コーナーなど 17コーナー開設(実績)	地区住民	5月19日 東ふれあい公園、 東公民館
10	市民運動会 (60回記念大会)	地区住民の健康の保持と交流・親睦を図る。(主催:東地区市民運動会実行委員会)	競技15種目程度 (記念大会のため、2中学校吹奏楽部、3小学校マーチング、伝統芸能2団体が特別出演予定)	住民	10月6日 箱田中学校
11	自主学習グループ活動支援事業	公民館を利用しているグループ同士の研修・交流を図る。	野外研修会、講演会	会員	年間
12	地域づくり推進事業	誰もが安全に安心していきいきと暮らせる地域社会を築き上げていくため、地域主体による取り組みを推進する。 *詳細 P23	福祉部会 文化部会 安全安心対策部会 公園愛護部会	地区住民・ 自治会長 及び各種 団体役員	年間

■市民サービスセンター関係

<市税等の窓口取扱件数及び金額>

26年度	1,461件	24,708,419円
27年度	899件	18,855,643円
28年度	1,199件	23,793,363円
29年度	1,149件	19,630,949円
30年度	1,197件	20,773,195円

<住民票等証明交付件数及び手数料>

26年度	18,714件	6,993,350円
27年度	21,716件	8,056,900円
28年度	23,671件	8,417,800円
29年度	24,003件	8,912,050円
30年度	23,425件	8,705,150円



令和元年度 あずま子育て、親子支援講座（前期）

すくすくおやこスクール

子育てのコツや困ったときの対処法について学んだり、日頃思っていることや悩んでいることを話し合ったり、時には体を動かして、みんなで一緒に楽しく子育てしませんか？

会 場 東公民館

対 象 未就園児（0～3歳）を持つ保護者とその子 定員25組

内 容 ★は託児付の講座です。

学習時間は午前10時～11時30分の予定です。

第2回及び第4回講座は、講座実施日に実費徴収があります。

①第2回（6月17日） バルーン代 100円

②第4回（7月2日） 食材代 300円

回	月日	学習内容	方法	講師（敬称略）
1 ★	6月10日 （月）	子育て井戸端会議 ～子どもの育ちや大人の役割について話し 合おう～	講義	幼児教育アドバイザー 今井 寿美枝
2	6月17日 （月）	おはなし会とバルーンアート ～夏がいっぱいおはなし会～	実技	市民講師 田子 智代
3	6月24日 （月）	きらきら笑顔で親子遊び♪ ～子どもの発達を学んで、元気いっぱいチ ャレンジしよう～	実技	子育て支援課 こども発達支援センター
4 ★	7月2日 （火）	郷土料理とおやつ作り ～楽しく作って、おいしく食べよう！～	講義 実習	東地区食生活改善推進委員会 会長 渋澤 澄子

申込み 5月30日（木）までに東公民館窓口で直接お申込みください。

申込み多数の場合は抽選となります。（※東地区在住の方を優先します。）


抽選結果は6月上旬に郵送します。

【問い合わせ】

東公民館（東市民サービスセンター）

前橋市箱田町543番地1

電話 027-251-2598

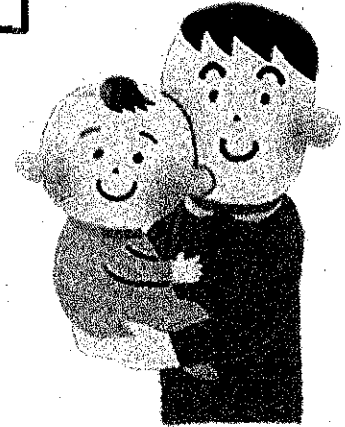




「お父さん講座」

あずま子育て、親子支援講座の父親版「お父さん講座」を開催します。

親子で過ごす時間が、楽しくなるヒントがいっぱいです。



会 場 東公民館 視聴覚室

対 象 未就園児（0～3歳）とその父親 先着25組

内 容

回	月日	学習内容	学習方法	講師（敬称略）
1	9月15日 （日）	親子で絵本読み聞かせ	実技	群馬医療福祉大学 准教授 田中 輝幸
2	9月29日 （日）	親子でリズム遊び♪	実技	

学習時間は午前10時～11時30分の予定です。
活動はお父さんとお子さんで行っていただきます。
お母さんも付き添いとして参加可能です。

持ち物 汗拭きタオル、飲み物、お子さんのオムツや着替えなど。
動きやすい服装でご参加ください。
※持ち物には必ず名前を書いてください。

申込み 7月26日(金)8時30分より東公民館窓口、または下記の電話番号
までお申込みください。
お申し込みをもって受講決定となりますので、当日直接会場にお越し
ください。

【問い合わせ】

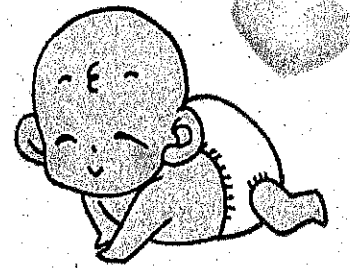
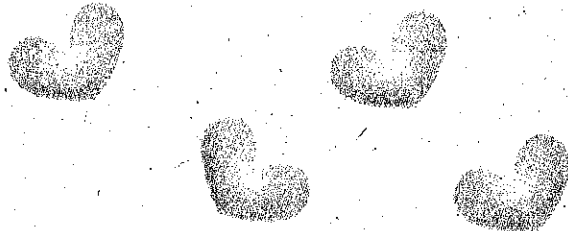
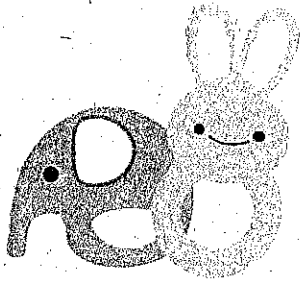
東公民館（東市民サービスセンター）
前橋市箱田町543番地1
電話 027-251-2598



親子の絆づくりプログラム(ベビープログラム 愛称:BP)

“赤ちゃんがきた!!”

初めて子育てをしているママのためのプログラムです。



日時: **8/20・27・9/3・10**

毎週火曜日(全4回) 午前10時~12時

会場: 東公民館 視聴覚室

対象: 第1子(平成31年2月21日生~令和元年6月20日生)
とその母親 ※親子一緒にのプログラムです。

定員: 12組(先着順)

講師: BPファシリテーター (前橋市子育て支援課)

受講料: 1,026円(テキスト代)

申込方法: 6月28日(金)から東公民館にて受付を行います。

公民館へ来館または電話、FAXで(裏面参照)

主催 前橋市生涯学習課

下川淵公民館・上川淵公民館・東公民館



令和元年度 東公民館主催講座プログラム
(学び合い・人権・地域ふれあい事業)

タイトル	正しい肩たたきとマッサージ講座
日程	令和元年7月29日(月)、8月8日(木) (全2回) 午前10時00分～正午
主なねらい	参加者の健康面での改善を図り、あらゆる活動に取り組むための活力を生み出すとともに、講座内の実技を通じてコミュニケーションの良質化を図る。地域内に存在する専門学校との連携を図る。
講師	育英メディカル専門学校 講師 梅山 貴史 氏、荒木 宏之 氏
会場	東公民館 第1・2会議室
参加者	東地区在住・在学・在勤の方 各回先着30名 (1組2名以上)

タイトル	人生100年時代のマネープランを考えよう
日程	令和元年7月30日(火) 午後7時00分～午後8時30分
主なねらい	老後資金2,000万円問題により長期的な資産形成への関心が高まる中、将来の安心に向けたアドバイスを行うことにより、参加者が自助に目を向けるきっかけを築き、ひいては、東地区が経済的な面での豊かさを維持、増強していくことの一助となることを目指す。
講師	社団法人日本証券アナリスト協会検定会員/1級ファイナンシャル・プランニング技能士/CFP【日本FP協会認定】/野村證券株式会社 福永 英夫 氏
会場	東公民館 第1・2会議室
参加者	市内在住または在学、在勤の方 先着50名

タイトル	「かんたん初めてのスマホ教室」
日程	令和元年10月15日(火) 午後2時00分～午後4時00分
主なねらい	生活・防犯・防災などの情報収集手段、コミュニケーション手段としてスマホは広く浸透する一方で、苦手意識から活用できない方は依然多いため、基本的な知識・操作方法、安全な利用方法等を、実際に端末を操作しながら学習することで、苦手意識の克服と利用促進を図る。
講師	モバワン新前橋店 スタッフ
会場	東公民館 第1会議室
参加者	東地区在住の方 抽選15名

タイトル	「手帳と時間の管理術講座(仮)」
日程	令和元年11月20日(水) 午後7時00分～午後8時30分
主なねらい	予定の管理、時間の有効活用を学ぶことで、参加者が充実した生活を送ることができるように寄与し、地域活動に取り組むうえでの基礎力を養う。また、幅広い世代、地域を参加対象とすることで、東公民館講座の魅力を発信し、若年層が公民館を利用するきっかけとする。
講師	あな吉手帳術トップディレクター講師／フリーアナウンサーほか 須藤 ゆみ 氏
会場	東公民館 第1～3会議室
参加者	市内在住・在学・在勤の方 先着80名

タイトル	「自分史のつくりかたを知ろう」
日程	令和元年12月3日(火)、10日(火) (全2回) 午前10時00分～正午
主なねらい	参加者が自分を見つめ直す機会を持つことで、生きがいや、やりたいことの発見に繋げ、地域で活力ある生活を送るきっかけとする。参加者が自分を他者に知ってもらう手段を学ぶことで、地域や家庭内でのコミュニケーションの深化、良質化に繋げる。
講師	自分史活用アドバイザー 藤井 賢司 氏
会場	東公民館 第1・2会議室
参加者	市内在住・在学・在勤の方 先着30名

タイトル	「相続のきほんのきほん講座」
日程	令和2年2月4日(火) 午前10時00分～正午
主なねらい	相続の基礎知識を、40年ぶりに改正された相続法のポイントや節税対策などにも触れながら学ぶことで、参加者が相続について前向きに考えるきっかけとなり、漠然と抱える不安の解消にも繋がり、更には参加者の生活がより充実したものになることを目的とする。
講師	東和銀行経済研究所 職員
会場	東公民館 第1・2会議室
参加者	市内在住・在学・在勤の方 先着50名

～東公民館講座開催のご案内～

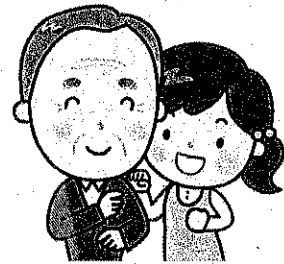
「正しい肩たたきとマッサージ講座」

日頃のありがたい気持ちを親しい方へ…プロの指導に基づく肩たたきとマッサージをお返ししてみませんか。

お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、ご夫婦、お友達など、お返しのお相手は、どんな方でも結構です。

ご一緒に参加して、その方に最適な揉み方・たたき方を実践しながら学びましょう。

【講師】育英メディカル専門学校
梅山貴史先生、荒木宏之先生



【日時】第1回 令和元年7月29日(月) 午前10時～
「目・肩(たたき)・首まわりのマッサージ編」
第2回 令和元年8月8日(木) 午前10時～
「足・腰まわりのマッサージ編」

※各回60～90分を予定

【会場】東公民館 第1・2会議室

【参加費】無料

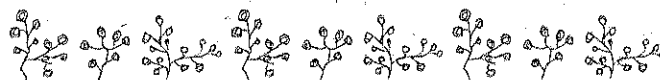
【持ち物】ジャージなど動きやすい服装、フェイスタオル

【定員】各回30名(先着)

【申込条件】1グループ必ず2名以上。グループ内に
東地区在住、在学、在勤の方がいること。

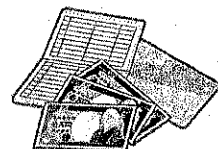
【申込方法】令和元年6月25日(火)午前9時受付開始
東公民館の窓口へ直接、またはお電話にて。

【お問合せ】前橋市箱田町543番地1 東公民館 ☎027-251-2598



東公民館講座のご案内

「人生100年時代のマネープランを考えよう」



老後資金2,000万円、本当に必要なの？ 本当に足りるの？
お金の困らないようにしたいけれど、どうしたら良いか分からない…
不安に思われている方はぜひご参加ください。将来の“安心へ向けての知識”
“安心へ向けての行動”を、プロのFPがアドバイスさせていただきます。

【講師】

野村証券株式会社 福永 英夫 氏

（社団法人日本証券アナリスト協会検定会員
1級ファイナンシャル・プランニング技能士
CFP【日本FP協会認定】）

【日時】

令和元年7月30日（火）
午後7時00分～8時30分

【会場】

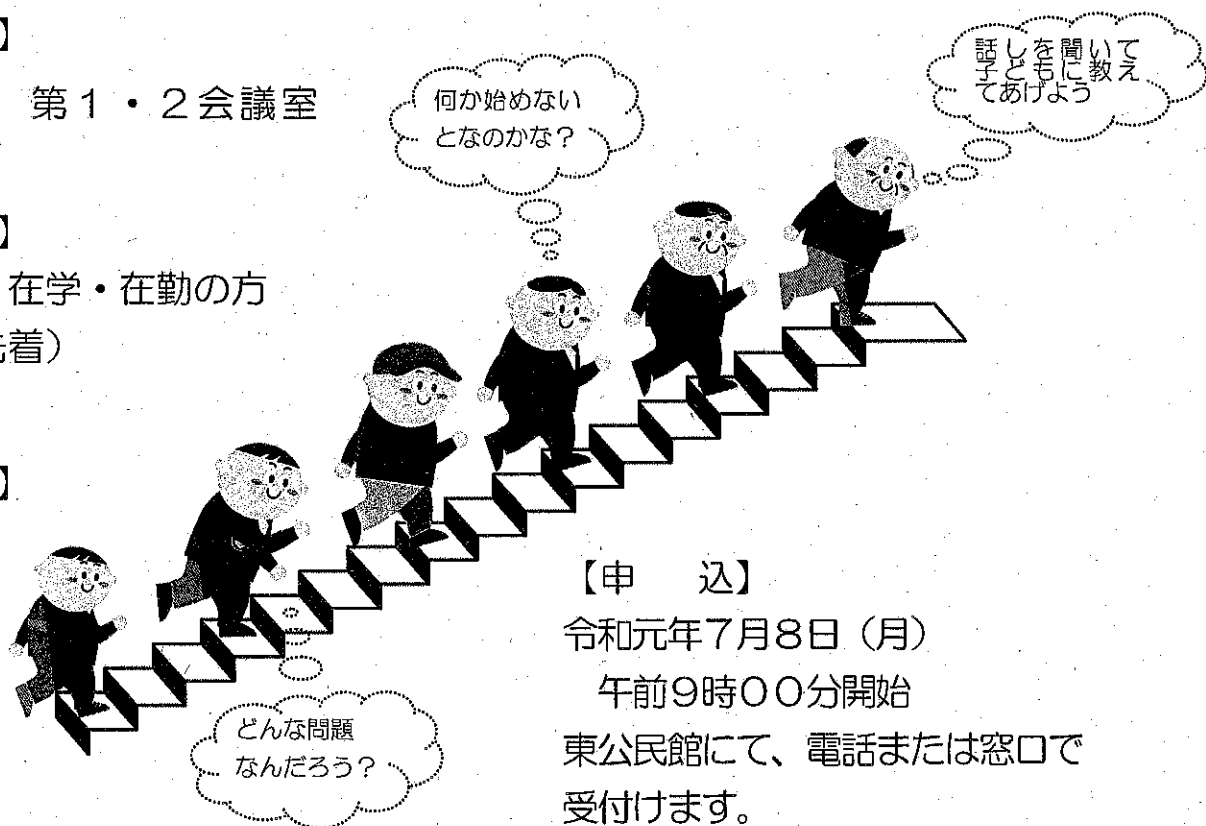
東公民館 第1・2会議室

【対象】

市内在住・在学・在勤の方
50名（先着）

【参加費】

無料



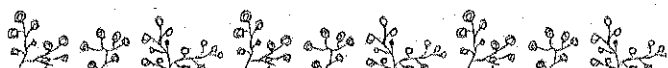
【申込】

令和元年7月8日（月）
午前9時00分開始
東公民館にて、電話または窓口で
受付けます。

※本講座は、特定商品の勧誘をするものではありません。
また、個人情報（住所・連絡先等）は、
この講座運営（緊急連絡等）以外の目的には使用しません。

【お問い合わせ】

前橋市箱田町543番地1 東公民館 Tel027-251-2598



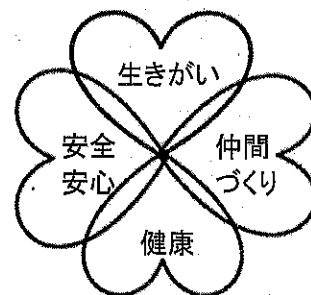
令和元年度 パソコン講座(Word編)プログラム

1. 趣 旨 パソコンの文字入力操作ができる人を対象に、Wordを利用した情報紙のレイアウトやなどの作成を学び、地域の情報発信に役立てるため、学社連携で実施する。
2. 主 催 前橋市教育委員会 生涯学習課 東公民館
3. 協力団体 中央情報経理専門学校
4. 会 場 中央法科専門学校 3号館 ガイダンスルーム(1階) <古市町一丁目48-1>
5. 学習主題 「Wordを利用した情報紙のレイアウトや編集などの作成を学ぼう」
6. 講 師 中央情報経理専門学校 西村 圭加 先生
講師助手 中央情報経理専門学校 学生若干名
7. 対 象 東地区在住、在勤の18歳以上の方で文字入力ができる人 20人
8. 学習内容 ※若干内容が変更になる場合があります。

回	月日	学習時間	学習内容
1	8月29日(木)	10時00分～12時00分	<ul style="list-style-type: none"> ■Wordを利用して、オリジナルの情報誌を制作しよう。 ・既存データを開く ・文字列の方向を変更する ・用紙の向きを変える
2	9月5日(木)	10時00分～12時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・段組みの設定 ・文字配列の変更 ・タイトルの挿入 ・図形の中の文字を縦書きにする
3	9月12日(木)	10時00分～12時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・見出しの作成 ・図形の塗りと線の色を変更する ・グループ化 ・位置の設定
4	9月19日(木)	10時00分～12時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・写真の挿入 ・小見出しの挿入 ・テキストボックスの挿入 ・編集後記の入力

9. 受講料 無料。

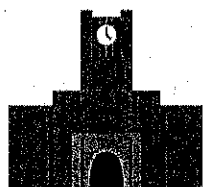
令和元年度 東クローバー（高齢者）教室 学習プログラム



■全体学習会 A（会場：東公民館）

No.	日時	内容	講師（敬称略）
1	7月12日（金） 13：30～15：00 （終了後相談会あり）	○開級式 <健康講座1> ○記念講演 「肺がんについてー予防から診断・治療までー」	済生会前橋病院 副院長兼呼吸器外科代表部長 茂木 晃
2	7月23日（火） 10：00～11：30	気づきを増やして転倒予防 ～習慣やからだへの認識のズレを確認 していきましょう～	群馬医療福祉大学 講師 宮寺 亮輔
3	8月29日（木） 10：00～11：30	秋の花壇の作り方 ※事前に参加申込が必要です。	前橋園芸株式会社 ガーデンプランナー 千明 麻里子
4	9月20日（金） 13：30～15：00 （終了後相談会あり）	<健康講座2> 「三日坊主にならない自己健康管理方 法で長生き！～健康的な生活習慣継 続のコツ～」	済生会前橋病院 慢性疾患看護専門看護師 松本 光寛
5	10月10日（木） 13：30～15：30	名作映画会	
6	10月30日（水） 13：30～15：00	○閉級式 ○記念講演 「つい、うっかり」はなぜ起こる？ 心理学から考える注意と日常	群馬県立女子大学 国際コミュニケーション学部 教授 甲村 美帆

■全体学習会 B（会場：群馬医療福祉大学） ※別途、参加者を募集します。



日時	内容	講師（敬称略）
9月10日（火） 13：30～15：30	「認知症にならないための予防策 IV」新たな刺激～リズムと反応～ （軽い運動あり）	群馬医療福祉大学短期大学部 助教 清水 久二雄 助教 矢嶋 栄司

■分散学習会 「レクダンスで 楽しく健康づくり」 講師：鈴木 恵子

会場	東公民館	大和根町公民館	上新田町公民館	古市町公民館
日時	① 8月5日（月） 9：30～11：30	② 8月19日（月） 9：30～11：30	③ 8月26日（月） 9：30～11：30	④ 9月2日（月） 9：30～11：30
	*全体仕上学習日			
	⑤ 9月 9日（月）			
	⑥ 9月30日（月） 9：30～11：30			

該当町の会場以外にも、積極的にご参加ください！

生涯学習奨励員等研修会

「一万円札になった渋沢栄一」

日時 令和元年7月18日(木) 午前10時～11時30分

会場 東公民館ホール

講師 上武大学ビジネス情報学部 教授 谷崎 敏昭 氏

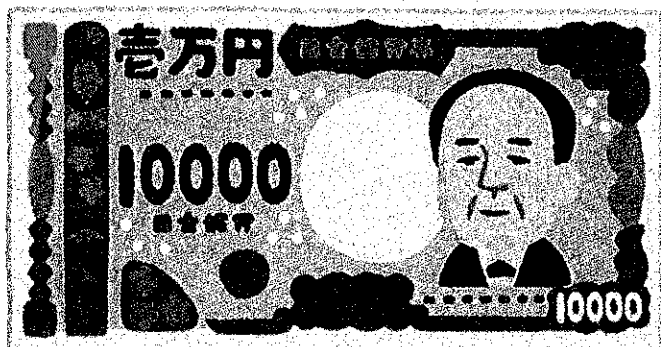
内容 時代は令和に代わり、令和6年度をめぐりに一万円札の図柄が変わります。本講座では、新一万円札の顔となる「日本資本主義の父」渋沢栄一について学びます。

主催 東地区生涯学習奨励員連絡協議会

後援 東地区地域づくり協議会、東地区老人クラブ連合会

◇ 参加費は無料、一般の方も参加できます。

※事前申し込みは不要です。当日会場へ直接お越しください。



問い合わせ

事務局

(前橋市東市民サービスセンター内)

住所 前橋市箱田町543-1

電話 027-251-2598

FAX 027-255-0351

第35回東地区のびゆくこどものつどい

並びに第22回東地区ふれあいの広場

- 開催日時 令和元年5月19日(日)
開会式8:40 ※雨天時、規模縮小で決行
- 会場 東ふれあい公園・東公民館

子ども運営
コーナー
◇9:30~10:30

輪投げ
コーナー
(東公民館内)

ピッチャー
ゲーム
コーナー

フリースロー
コーナー

シャトルダーツ
コーナー

ポニー乗馬
コーナー
◇9:00~
11:30

● 日 程

(1) 開会式

- ・開式のことば
- ・主催者のあいさつ
- ・お祝いのことば

8:40~9:00

大利根小学校区代表
実行委員会会長
前橋市長
前橋市社協会長

- ・来賓紹介
- ・子どもの抱負
- ・閉式のことば

大利根小学校区代表
大利根小学校区代表

(2) 各コーナーの出し物

9:00~11:30

(3) 閉会式

- ・開式のことば
- ・主催者あいさつ
- ・お礼のことば
- ・お楽しみ〇×クイズ
- ・閉式のことば

11:30~12:00
新田小校区代表
実行委員会副会長
新田小校区代表
中学生ボランティア
新田小校区代表

手作りコーナー

(東公民館内)

- ・バルーンアート
- ・ビーズプレスレット
- ・かくれんぼサイコロ
- ・こま、しおり人形、紙とんぼ

ポップ コーン

グラウンド ゴルフ コーナー

魚釣 り、工 作 コーナー

中学生運営 コーナー

ふれあいの広場 コーナー

- ・介護機器体験
- ・やきそば
- ・ふれあいサロン

交通安全
コーナー
・白バイ、パトカー

竹馬体験 コーナー

サンモア

スライム

づくり

こどもうたごえ ひろば

- ★ 会場へは、自転車か徒歩でお出かけくださいますよう、ご協力お願いいたします。
- ★ 近隣にご迷惑となるような路上駐車はご遠慮ください。
- ★ やきそば・ポップコーンはそれぞれ10円の寄付で食べられます。(ただし、中学生以下にひとり1個まで)
※集まったお金は上毛新聞社愛の募金へ寄付させていただきます。

主 催 前橋市のびゆくこどものつどい実行委員会、前橋市・前橋市教育委員会
 実施主体 東地区のびゆくこどものつどい並びにふれあいの広場実行委員会
 (構成団体：東地区内の各種団体)
 後 援 前橋市社会福祉協議会、ライオンズクラブ、ロータリークラブ



第4回ふるさとあずま作品展開催要項・出品規則

1 趣 旨

東地区の歴史や文化等を後世に伝えるため、地区内の伝統行事、史跡又は風景を題材とした写真や絵画等の作品展を開催して、地区内の歴史や文化等に触れ合うことにより、理解を深める機会とする。

2 主 催

東地区地域づくり協議会文化部会

3 作品の部門

(1)テーマ作品部門 テーマ：東地区の伝統行事、史跡又は風景

(2)自由作品部門

4 出品の資格及び条件

- ・東地区に在住・在勤・在学し、小学生以上であること。
- ・居住地の町名、学校、氏名、学年等の個人情報について、展示、公開の同意を得られること。

5 会期

令和2年2月9日(日)～2月14日(金)

午前9時～午後5時(ただし、初日は午前10時から、最終日は午後3時まで)

6 会場 東公民館 ホール

7 作品の種類と大きさ

(1)美術 例：日本画、洋画、切り絵、はり絵、絵手紙、彫刻、デザイン など

6号(41cm×32cm)以内

(2)工芸 例：陶芸、編み物、各種手芸 など (幅+高さ+奥行=合計100cm)以内

(3)書道 例：漢字、かな など (縦180cm×横70cm)以内

(4)写真 例：風景、動植物、スナップ など 半切(35cm×43cm)以内

*作品の登場人物には了解をえること。

(5)文芸 例：短歌、俳句、川柳、詩 など 6号(41cm×32cm)以内

8 出品点数 1人3点以内とする。

9 出品申し込み

所定の応募票に必要事項を記入の上、直接又は郵送、FAXで事務局に提出する。

期間：令和元年12月9日(月)～令和2年2月4日(火)

10 作品の搬入・搬出

搬入：令和2年2月 8日(土) 午後1時～午後5時 東公民館第3会議室

搬出：令和2年2月14日(金) 午後3時～午後5時 東公民館ホール

11 応募にあたっての注意事項

- ・そのまま、展示可能な装備を施すものとする。
- ・応募票には、作品名を必ず記載する。

12 出品作品の著作権

出品者に帰属します。ただし、主催者による出版物その他公表にかかわる利用には無償で許諾するもの
とします。

13 事務局及び問合せ先

東地区地域づくり協議会文化部会事務局

〒371-0837 前橋市箱田町543-1 東公民館内

TEL251-2598 FAX255-0351

MEMO

